

令和 7 年度 前橋市立箱田中学校 部活動に係る活動方針

令和 7 年 4 月

I 目 的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成を図る。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

運動部 10 部、文化部 2 部を設け、それぞれ顧問教師 1 名以上、生徒に部長、副部長各 1 名を置く。

- ・部役員の任期は 1 年間とする。ただし、再任は妨げない。
- ・部長は顧問教師と相談し、部の活動をリードする。
- ・副部長は部長を補佐し、部長不在の場合は、その代理を務める。

【運動部】男女バスケットボール部、男女ソフトテニス部、卓球部、男女バドミントン部
サッカー部、陸上部、剣道部、駅伝部（期間限定）

※水泳、硬式テニス等の個人種目（中体連主催）で出場する場合は、学校職員が引率する。

【文化部】吹奏楽部、美術部

(2) 活動時間及び休養日について

① 活動時間

- ・合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、長くとも平日では 2 時間程度で練習を終える。
- ・学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、3 時間程度で活動を終える。
- ・部の活動時間は、原則として次の下校時間を守り活動することができる。
＜月曜日～金曜日（下校時刻）＞
○ 4 月… 17：30 ○ 5 月～9 月… 18：00 ○ 10 月… 17：30
○ 11 月～1 月… 17：00 ○ 2 月～3 月… 17：30
- ・1 年生は、仮入部期間中 17：00 で終了とする。
- ・各種大会等に向けて練習が必要な場合は、顧問の指導がある場合に限り、30 分間の延長を認める。
- ・中間テストは 3 日前、1 学期・2 学期・3 学期の期末テストは 1 週間前からテスト勉強のために部活動は休みとする。
- ・休日の部活動については、顧問の指導がある場合に限り、行うことができる。

② 週当たりの休養日の設定

- ・週 2 日以上（平日に 1 日と土・日曜日のいずれか 1 日は必須）の休養日を設定する。
※詳細は各部活動ごとの活動計画による。
- ※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を必ず確保する。

③ 長期休業中の休養日の設定

- ・②と同様とする。ただし、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活

動を行うことができるよう、夏季休業中における行事をもたない期間（完全休業日）は休養期間とする。

※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日や夏季休業中における行事をもたない期間（完全休業日）に活動する必要がある場合は、代替休養日を必ず確保する。

④ 朝練習

原則として行わないようにする。ただし、学校や顧問の事情等により放課後の活動時間が十分確保できない場合は、以下のとおりとする。

- ・保護者の理解を得ること。
- ・希望者のみの参加とすること。
- ・活動時間は、30分程度とすること。

※駅伝部の活動については、熱中症等の防止、他の部活に所属する生徒への配慮により、朝練習を実施する。

3 経 費

○活動に当たる経費を生徒会費から補助する。

○各部の予算は、予算委員会で審議し、生徒総会の承認を得て決定する。

○各部において部費を徴収する場合もある。ただし、集める場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成し、年度末に会計報告をする。監査は教頭及び保護者代表が行う。

4 部活動への入部・退部

(1) 入部について

本校生徒は、趣味、関心、能力に応じ、自分の希望する部に入部することができる。担任から入部届を受け取り、必要な手順を踏んで顧問に提出する。

< 2, 3年生 >

- ①担任から入部届を受け取る。
- ②必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
- ③保護者印が押印された担任提出用入部届を担任に提出する。
- ④保護者印が押印された顧問提出用入部届を、生徒が部活集会の時、顧問に提出する。

< 1年生 >

- ①部活動オリエンテーションを聞く。
- ②体験入部（仮入部）をする。
- ③担任から入部届を受け取る。
- ④必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
- ⑤保護者印が押印された担任提出用入部届を担任に提出する。
- ⑥保護者印が押印された顧問提出用入部届を、生徒が部活集会の時、顧問に提出する。
- ⑦1年生は入学から部活動集会までを選択期間及び仮入部期間とする。

※部活動の部員数は制限してはならない。

(2) 退部について

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後、顧問から退部届を受け取り、担任と保護者の承諾印をもらい、顧問に提出する。

5 参加する大会等の精選

中学校体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

6 部活動運営

(1) 部活動指導員・外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、部活動指導員や外部指導者を活用する。

ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

(2) 部活動検討委員会について

適切に部活動を実施するため、学校職員、保護者、地域スポーツ関係者、地域文化関係者、地域医療関係者等で組織する部活動検討委員会は、本校では学校運営協議会が兼ねることとする。

委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。

7 その他

(1) 部の結成及び廃止について

- ・部を結成する場合は、その目的を達成するための同好者が必要人数集まり、職員会議により、仮の顧問を置くことが可能な場合には、同好会を結成できる。その後、1年間の活動の様子（自治的な活動、継続的な活動）で部としての結成を認め、職員会議の承認を得て、正式に認める。
- ・活動困難な状況が継続した場合は、職員会議の決定により、部を廃止することができる。廃止の基準は以下を参考に職員会議で協議する。

※団体競技で2年間部員が入部しない。

※団体競技で2年間単独チームが組めない。

※個人種目で出場できる場合であっても、普段からの活動に支障が生じている。

(2) 感染症及び熱中症に関わる指導について

- ①感染症が流行した場合は、国や県、市の指導に基づき、校長の指導の下、必要な措置を講じ部活動の軽減または中止を決定する。
- ②熱中症警戒アラートの情報に基づき、校長の指導の下、活動時間や運動量の軽減や中止を決定する。
特に、各指導者が計測器を常に監視し、WBGTが31℃を超えた場合は、即部活動を中止する。